二、左ノ通議決 労働時間十時ヲ差引扱ヒナルヲ

一、主張ノ理由トシ

一、八時間労働ヲ本番（実質稼労スル時間ヲ稱ス）トシ主旨ヲ増加スルコト（一日二交替トスル（十二時間労働）本番八時間労働）ト差異四時間ニ対シテハ五割ノ割増ヲ給スルコト 二、昼食時間ヲ一時間トスルコト 三、公休日ヲ確定ニスルコト 四、公休日勤務ハ八分増トスルコト

ヲ要求シ実現セザレバ連名退職書ヲ提出スル旨ノ決議書ヲ工場監督ニ提出シ之カ提出者トシテ罷業ニ入ルニ至ル。